

奈良県観光ガイドブック制作業務委託事業者募集要項

1. 委託業務の概要

(1) 業務名

奈良県観光ガイドブック制作等業務

(2) 目的

奈良県観光キャンペーンの一環として、「奈良はここで見るどころ」をテーマとした奈良県の魅力を効果的にPRするガイドブック制作等により、奈良の奥深さ素晴らしさに共感する奈良ファンを増やすとともに、首都圏を中心としたエリアから宿泊を伴う観光客誘致の促進を図るとともに、じっくりと奈良に滞在し、観光消費していただけることが期待できる中高年層の誘客を図ることを目的とする。

(3) 委託期間

契約締結から平成30年3月15日まで

(4) 委託内容

じっくりと奈良に滞在していただけることが期待できる人々をターゲットに、特集ページにおいて、奈良ならではの奥深さをライターによる記事で人々に感動を与えるようなストーリーや写真で紀行風に紹介し、奈良に行ってみたくなるようなガイドブックを制作する。

また、県内宿泊に繋がる可能性が高い購読者層を有する旅行情報誌への誌面掲載や制作物の綴じ込み等のタイアップとあわせて、完成したガイドブックは効果的な観光客誘致に繋がるように配布設置する。

(5) 業務の仕様等

(別紙1)「奈良県観光ガイドブック制作等業務委託仕様書」による。

(6) 委託予定金額

委託料 8,000千円(消費税及び地方消費税込み)

2. 参加資格

単体もしくは複数の事業者等により構成される共同企業体

(1) 単体の場合

この委託業務における受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ③ 平成29年8月10日(木)から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、奈良県の入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- ④ 平成29年8月10日(木)から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、または破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- ⑤ 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- ⑥ 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等(法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体)でないこと。
- ⑦ 役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
- ⑧ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

- ⑨ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- ⑩ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- ⑪ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑫ 国及び地方自治体又はそれらの外郭団体において本件業務と同種又は類似の業務を過去10年以内に実施した実績を有する者であること。

(2) 複数の事業者等により構成される共同企業体の場合

構成員すべてが、上記①～⑪に掲げる要件をすべて満たしているものとする。ただし、⑫については構成員のいずれかが要件を満たしていればよいものとする。

なお、複数の事業者による共同提案を行う場合には、次の事項に留意すること。

- ア) 必ず共同企業体の代表者を決め、全構成事業者等についても代表者名等を記載し、それぞれ代表印を押印すること。その際、代表者の印は契約時に使用するものと同一とすること。また、「特定委託業務共同企業体協定書(分担履行型)」(参考様式1)を下記8. 問い合わせ先の担当部局へ参加申込書とともに提出すること。
- イ) 1事業者が複数の共同企業体に所属することはできない。また、共同企業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことは認められない。
- ウ) 代表者及び構成員を変更することはできない。

3. 参加申込書

(1) 提出書類

- ① 参加申込書(様式1) 1部
- ② 事業者概要書(様式2) 1部
- ③ 委託業務共同企業体協定書(写) 1部 ※共同企業体で参加の場合

(2) 提出期限

平成29年8月25日(金) 午後5時まで《必着》

なお、持参する場合は土日祝日を除く日の正午から午後1時までの間を除く、午前9時から午後5時までの間

(3) 提出方法及び提出先

持参または郵送により提出すること。提出先は、「8. 問い合わせ先」に記載のとおり。

4. 企画書等の提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案提出書(様式3) 原本1部
- ② 企画提案書(任意様式) 原本1部、コピー5部
※(別紙2)「企画提案書の作成について」に記載の項目毎に作成すること。
 委託内容をどのように実施するのかをわかりやすく記載すること。
- ③ 類似業務受注実績(様式4) 原本1部、コピー5部
- ④ 委託業務実施体制について(様式5) 原本1部、コピー5部
- ⑤ 事業費見積書 原本1部、コピー5部
※上記コピー5部については、提案者を判読できるような記載は削除すること。

(2) 提出期限

- ① 企画提案提出書から⑤事業費見積書まで5点

平成29年9月6日(水) 正午(12:00)まで《必着》

(3) 提出方法及び提出先

持参または郵送により提出すること。提出先は、「8. 問い合わせ先」に記載のとおり。

5. 応募スケジュール

8月10日(木)	公告(要項等配布・質問受付開始)
8月25日(金)	参加申込書〆切り・質問受付〆切り(午後5時まで)
9月6日(水)	企画提案書提出〆切り <u>(正午12:00まで)</u>
9月14日(木)	選定審査委員会開催(プレゼンテーション実施、選定)
9月15日(金)	事業者選定結果通知(予定)、別途打ち合わせのうえ業務開始

6. 審査、事業者の決定

(1) 企画書等の審査

- ① 審査は「奈良県観光ガイドブック制作等業務委託事業者選定審査委員会」において行い、下記(2)の審査項目等について採点を行うものとし、受託者の選定方法は次のとおりとする。なお、審査は非公開で行う。
 - ア) 各委員の採点を合計した総得点が最も高い者を選定する。
 - イ) ア)の総得点が同点の場合、各委員の評価で1位が多い者を選定する。
 - ウ) イ)の1位評価が同数の場合は、見積価格の低い者を選定する。
 - エ) ウ)の見積価格が同額の場合は、委員長が高い評価をした者を選定する。
 - オ) エ)が同評価の場合は、くじ引きで受託者を選定する。
 - ② 提出のあった企画書等については、プレゼンテーション審査を行う。
 - ③ 審査結果は、審査終了後速やかに、応募者全員に対して文書で通知する。
 - ④ プレゼンテーション審査は、平成29年9月14日(木)に行う予定であるが、時間等詳細は、後日応募者に対して連絡する。
 - ⑤ プレゼンテーションについては、応募者からの説明時間を20分以内とし、質問応答を含めた1事業者あたりの時間は30分以内とする。プレゼンテーションは、今回提出していただく書類により行うことを基本とするが、詳細については、後日連絡する。
- ### (2) 審査項目等
- (別紙3)「審査対象項目及び評価基準」に基づき評価を行う。
- ### (3) 運營業務委託事業者との契約
- 最優秀提案者として選定された者が運營業務委託事業者の候補者となり、契約締結の協議を行うことになるが、協議の結果契約締結の合意に達しなかった場合又は最優秀者が取消しとなった場合には、その者との契約を行わず、次点の者と協議を行う場合がある。
- ### (4) その他
- ① 当企画提案書でなされた有効な提案については必ず実施すること。
 - ② 採択された事業計画は、県との協議等により、修正・変更を行う場合がある。

7. その他

- (1) 委託業務等に関する質問については、質問票(別紙様式6)に記載のうえ、質問受付期間内にファクシミリまたはメールにて次のあて先に送付すること。
 - 質問受付 : 8月24日(木)午後5時まで
 - ・FAX : 0742-23-8289
 - ・MAIL : info-ntf@nara-kankou.or.jp※件名に「奈良県観光ガイドブック制作業務委託に係る質問について」と明記すること。
- (2) 企画提案書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。
- (3) 提出された書類は返却しない。また提出した企画提案書を委託者に無断で他に使用することはできない。
- (4) 提出書類の作成及び提出に要した経費は提案者の負担とする。
- (5) 提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに「8. 問い合わせ先」まで連絡するとともに、書面(様式7)により届け出ること。
- (6) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、委託者の指示に従うこと。
- (7) 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。
- (8) 募集及び契約については、委託者の都合により中止することがある。この場合、受託者は損害賠償を行わない。

8. 問い合わせ先

一般財団法人奈良県ビジターズビューロー

所在地 〒630-8361 奈良市池之町3 奈良県猿沢イン3階

電話 0742-23-8288

FAX 0742-23-8289